

平成 25 年 3 月
京都市職員共済組合

〔 222-3240 (共済企画・年金担当)
3239 (保健担当) 〕

目 次

- 1 平成25年度予算が承認されました
- 2 短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率の改定について
- 3 組合員証の紛失・盗難に御注意ください
- 4 被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか？
- 5 扶養状況調査への御協力ありがとうございました
- 6 年間医療費のお知らせについて
- 7 「職員相談室」の開室時間の変更について
- 8 第5回「歩こう会」の実施について
- 9 退職共済年金の繰上げ支給について

1 平成25年度予算が承認されました

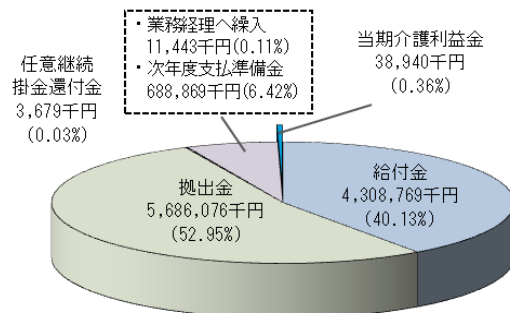
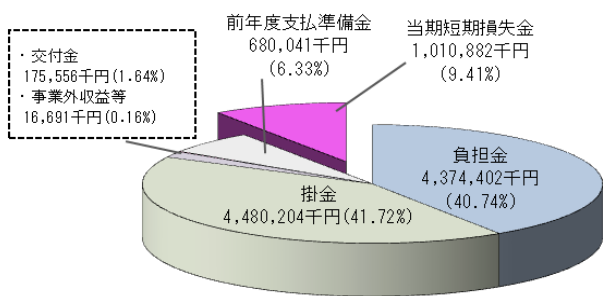
平成25年3月19日に開催された第133回組合会において、共済組合の平成25年度予算が承認されました。これに伴い、短期給付及び福祉事業に係る掛金率の改定を行うこととなりましたのでお知らせします。

1 短期経理〔医療保険〕

短期給付事業は、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行う事業です。

収入は、掛金率を引き上げたものの減少する見込みとなっております。主な収入内訳は、京都市等の負担金が43億7,440万円、組合員の皆様の掛金が44億8,020万円となる見込みで、収入総額は97億2,689万円となります。一方、支出は、保健給付等の給付金が43億876万円、高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が56億8,607万円となる見込みで、支出総額は106億9,883万円となります。医療費の伸びや高齢者医療制度への拠出金負担の増加により、経常費用が前年度に比べ約8億2千万円増加する見込みとなりました。

そのため、介護保険に係る勘定については、累積赤字を解消するため3,894万円の黒字を見込んでいるものの、医療保険に係る勘定については、10億1,088万円の赤字を見込んでおります。この赤字については、旧健康保険組合から引き継いだ財産を取り崩すことにより対応します。組合員の皆様におかれましては、日頃の健康管理に十分御留意いただき、医療費の抑制に御協力くださいますようお願いいたします。



収入 計 9,726,894千円

支出 計 10,698,836千円

※ () は収入又は支出総額に占める割合

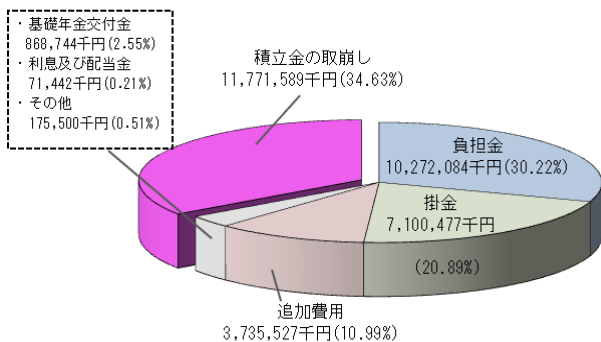
- ◇ 負担金・・・地方公共団体が負担する負担金
- ◇ 掛金・・・組合員の皆様が負担する掛金
- ◇ 交付金・・・育児（介護）休業手当金の給付額に対する交付金
- ◇ 事業外収益・・・保有資産の利息及び配当金等
- ◆ 拠出金・・・高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金
- ◆ 支払準備金・・・将来の給付金支払のため積立てなければならない準備金



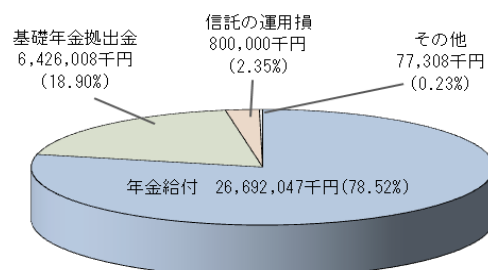
2 長期経理〔年金〕

長期給付事業は、掛金、負担金及び将来の年金支給のための積立金の運用収益により、退職者等への年金給付を行っています。

収入総額は222億2,377万円で、主な内訳は京都市等の負担金が102億7,208万円、組合員の皆様の掛金が71億47万円、追加費用が37億3,552万円、基礎年金交付金が8億6,874万円となる見込みです。一方、支出総額は339億9,536万円で、主な内訳は年金給付が266億9,204万円、基礎年金拠出金が64億2,600万円となる見込みです。収入と支出の差額△117億7,158万円については、長期給付積立金から取り崩すことになり、平成25年度末の積立金は約252億円となる見込みです。



収入 計 22,223,774千円



支出 計 33,995,363千円

- ◇ 追加費用・・・共済組合が発足した昭和37年12月より前の期間に相当する年金の実額を地方公共団体が負担するもの

3 業務経理〔事務費〕

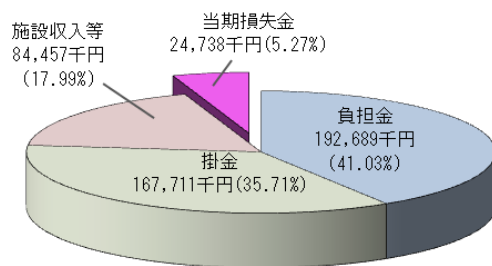
業務経理は、短期及び長期給付に係る事務費を管理・執行する経理です。この経理の費用は、京都市等の負担金と短期及び長期経理からの繰入金によって賄われています。

収入総額は、9,174万円で、主な内訳は京都市等の負担金が6,178万円、短期及び長期経理からの繰入金が2,975万円となる見込みです。一方、支出総額は1億15万円で、主な内訳は図書印刷費や郵送料等の事務費が1,964万円、年金システム等の委託費6,033万円、共済組合ニュース等の普及費が335万円となる見込みです。

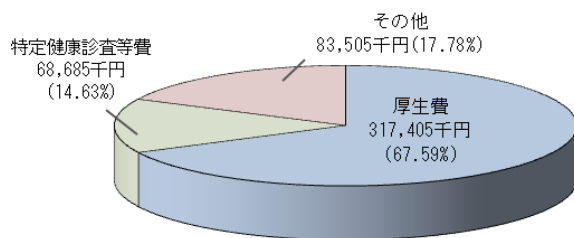
4 保健経理〔保健事業〕

保健事業は、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会、保養所きよみずなどの事業を行っています。

収入総額は4億4,485万円で、内訳は京都市等の負担金が1億9,268万円、組合員の皆様の掛金が1億6,771万円、施設収入等が8,445万円となる見込みです。一方、支出総額は4億6,959万円で、主な内訳は各種検診事業等を実施するための厚生費が3億1,740万円、特定健康診査等費が6,868万円となる見込みです。なお、収入と支出の差額△2,474万円については、約2億4千万円ある積立金を取り崩して対応します。



収入 計444,857千円



支出 計469,595千円

- ◇ 施設収入・・・定期健康診断に代えて人間ドックを受けられた方に係る事業主からの法定健診受託料等
- ◆ 厚生費・・・人間ドック、脳ドック、がん検診に係る健康診断費、体育事業助成、スポーツ施設及び各種セミナーに係る助成金等
- ◆ その他・・・保養所きよみずの土地賃借料、委託管理費、修繕費、減価償却費、職員相談室運営経費等

5 貸付経理〔貸付事業〕

貸付事業は、組合員の臨時（住宅、住宅災害、高額医療及び出産）の支出に対する貸付を行っています。

収入総額は組合員貸付金利息の収入により6,238万円となる見込みです。一方、支出総額は4,472万円で、主な内訳は長期経理への支払利息522万円、保険料2,058万円となる見込みです。なお、収入と支出の差額は1,765万円となり、積立金に積み立てます。

2 短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率の改定について

平成25年4月から短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率が以下のとおり改定されます。

短期給付事業については、医療費の増加と高齢者医療制度への拠出金の負担増による収支の悪化に伴い、財政の安定化を図るため、掛金率を引き上げることとなりました。また、福祉（保健）事業に係る掛金率については、24年度並みとなります。

○短期及び福祉掛金率（平成25年4月～）

（単位：千分比）

			現 行	平成25年4月以降	改定率
短期 給付	短期分	給 料	54.6575	57.50	2.8425
		期末勤勉手当	43.726	46.00	2.274
	介護分	給 料	6.895	7.25	0.355
		期末勤勉手当	5.516	5.80	0.284
福祉事業 （保健）		給 料	2.3525	2.35	△0.0025
		期末勤勉手当	1.882	1.88	△0.002

○平成25年4月からの短期掛金額（福祉掛金額を含む）の目安表

毎月の本給	現行掛金 ※1 (57.01/1000)	改定後掛金 ※2 (59.85/1000)	掛金の増加額 ※3
200,000円	11,402円	11,970円	568円
300,000円	17,103円	17,955円	852円
400,000円	22,804円	23,940円	1,136円
500,000円	28,505円	29,925円	1,420円

※1 57.01/1000（現行掛金）=54.6575/1000（H24短期掛金）+2.3525/1000（H24福祉掛金）

※2 59.85/1000（改定後掛金）=57.5/1000（H25短期掛金）+2.35/1000（H25福祉掛金）

※3 40歳以上の組合員の方には介護掛金率（7.25/1000）が別途加算されます。

期末勤勉手当	現行掛金 ※1 (45.608/1000)	改定後掛金 ※2 (47.88/1000)	掛金の増加額 ※3
500,000円	22,804円	23,940円	1,136円
800,000円	36,486円	38,304円	1,818円
1,000,000円	45,608円	47,880円	2,272円
1,500,000円	68,412円	71,820円	3,408円

※1 45.608/1000（現行掛金）=43.726/1000（H24短期掛金）+1.882/1000（H24福祉掛金）

※2 47.88/1000（改定後掛金）=46.0/1000（H25短期掛金）+1.88/1000（H25福祉掛金）

※3 40歳以上の組合員の方には介護掛金率（5.8/1000）が別途加算されます。

3 組合員証の紛失・盗難に御注意ください

組合員証・組合員被扶養者証（以下、「組合員証等」）は、組合員や被扶養者の資格を証明する大切なものです。組合員及び被扶養者の方に1人につき1枚交付していますが、紛失や盗難による再交付申請が数多く見受けられます。保管には十分御注意願います。万が一、紛失又は盗難に遭われた場合は、「組合員証等事故届兼再交付申請書」にて再交付の申請をするとともに、最寄の警察署等に届け出てください。なお、当組合では、組合員証等の紛失などによる責任は一切負いかねますので御了承ください。

紛失注意！
こまめに確認を。



4 被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか？

新年度を迎えるに当たり、被扶養者の方が就職などの理由により、扶養家族の要件を満たさなくなった場合は、届出が必要です。扶養家族を外れる場合として、以下のような例があります。

- 子どもが**就職**し、就職先の健康保険被保険者として資格を取得した。
- 子どもが1人暮らしを始めたが、仕送りをしておらず、**生計が別**になった。
- 配偶者がパートを始め、**収入月額が108,334円を超えている**。
- 父、母の**年金額が改定され、月額15万円を超えるようになった**。

※ 父母の収入額について、父母の一方の収入が収入限度額内であっても、もう一方の収入が増額したことにより父母の合算収入限度額が基準額以上となった場合は、被扶養者としての要件を満たさなくなります。

5 扶養状況調査への御協力ありがとうございました

共済組合では、年に一度、被扶養者の公平かつ適正な認定のため、扶養状況調査を行っています。今年度は、昨年9月に、18歳以上の被扶養者を対象とした調査を実施いたしました。調査の対象となった組合員の皆様には、御協力いただきありがとうございました。

＜結果＞ 調査対象者：8,061人 ⇒扶養削除となった被扶養者：約140人*

*通常の収入超過及び就職など、扶養調査によらない削除を含む。

被扶養者の要件を満たしていないことが判明した方については、事実発生日に遡って資格喪失となり、その間に医療機関にかかっていた場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただきました。来年度以降も、その年々の状況に応じた調査を行いますが、組合員の皆様におかれましては、就職や収入超過などにより御家族が被扶養者としての要件を満たさなくなった場合には、速やかに届出をしていただきますようお願いいたします。

また、平成24年7月1日から、扶養認定の適正化として、別居の被扶養者への定期的な仕送りについて、金融機関等を経由して送金していることが客観的に確認できる書類が必要となりました。

これに伴い、扶養状況調査にて、一時的別居以外の方については、送金証明書類を提出していただき、扶養の事実を確認させていただきました。調査結果では、現在、別居の被扶養者は548人となっています（18歳以上、一時的別居含む）。来年度以降も、扶養調査等で提出を求める場合がありますので、今後の送金証明書類は必ず保管しておいてください。

6 年間医療費のお知らせについて（3月配布）

「年間医療費のお知らせ」は平成24年1月から平成24年12月までの医療費をお知らせするものです。1年間の受診状況を御確認いただき、今後の健康管理にお役立てください。

定期的と同じお薬を服用されている方は、ジェネリック医薬品へ変更することで、お薬代の負担が軽減されることがあります。また、同じ傷病で複数の医療機関を利用する重複受診を避けるなど、医療費の適正化に御協力ください。かかりつけ医を持つことで、かかりつけ医から必要に応じて、適切な医療機関を紹介してもらうこともできます。

※「年間医療費のお知らせ」は、確定申告添付書類として使えません。

※再発行はできませんので、大切に保管してください。

7 「職員相談室」の開室時間の変更について

当組合では、職場や家族をはじめとした悩みごと・心配ごとについて、専門のカウンセラーが幅広く御相談に応じる職員相談室を開室しています。

なお、平成25年4月から土曜日の開室時間に変更になりますので御注意ください。

プライバシーは完全に守られていますので、どうぞお気軽に御来談ください。

曜日	月	火	水	木	金	土	
相談時間	(第1, 3, 5) 17:00~20:00 (第2, 4) 13:30~16:30	9:30~ 12:30	17:00~ 20:00	9:30~ 12:30	13:30~ 16:30	(第1, 3) 9:30~12:30 13:30~16:30	(第2, 4, 5) 13:30~ 16:30
カウンセラー	小林 隆 (産業カウンセリング)	那須田律子 (心理臨床)	花谷 滋康 (産業カウンセリング)	団 士郎 (家族心理臨床)	宇佐美朋子 (心理臨床)	中川 佳苗 (心理臨床)	菅 佐和子 (心理臨床)

●利用方法

職員又は職員の家族であること及び氏名を告げて電話で予約してください。

電話相談も受け付けています(電話相談は匿名可)。

電話番号：075-212-7123

●場 所

中京区寺町通二条上る ARTビル3階
(京都市役所本庁舎から徒歩5分)

(祝日は除きます。)



8 第5回「歩こう会」の実施について

共済組合では、組合員の皆様の健康づくりに役立てていただくために、「歩こう会」を実施しています。今回は、右京区総合庁舎をスタートし、嵐山公園まで歩くコースです。天神川四条から五条間の桜並木、桂サイクリングロード、嵐山公園と春を満喫できるコースとなっています。

- 開催日 平成25年4月14日(日) ※雨天順延4月21日(日)
- スタート受付 午前10時から午前11時まで(右京区総合庁舎前)
- ゴール受付 午後1時まで
- 参加資格 京都市にお勤めの方とその家族及び任意継続組合員とその家族

(京都市職員共済組合員及び協会けんぽの被保険者ともに御参加いただけます。)

● 申込方法

(京都市にお勤めの方)

参加申込書に御記入のうえ、4月5日(金)までに1枚目の参加申込書のみ所属の庶務担当者にお渡しください。2枚目の参加券は、各自で保管のうえ、当日お持ちください。

(任意継続組合員)

事前に参加申込書に御記入のうえ、当日スタート受付までお持ちください。

9 退職共済年金の繰上げ請求について

昭和28年4月2日以降生まれ(司令以下の消防職員の方は昭和34年4月2日以降生まれ)の方については、退職共済年金の支給開始年齢が下表のように61歳以降となります。ただし、退職共済年金の厚生年金相当部分(2階部分)と職域年金相当部分(3階部分)を60歳まで繰り上げて受給することができます。また、その場合は、老齢基礎年金(本来は65歳から支給される1階部分)及び老齢厚生年金も一体的に繰り上げて受給することになります。**なお、共済組合員期間中(常時勤務の再任用職員を含む)は、退職共済年金は原則全額支給停止となります。**

繰上げをした場合の年金額は一定割合が減額(繰上げを請求した月から本来年金が支給される年齢に到達する月の前月までの月数に応じ、1月につき0.5%)され、減額された額が一生継続します。また、繰上げをした場合は、原則として障害を事由とする年金の請求ができなくなります。

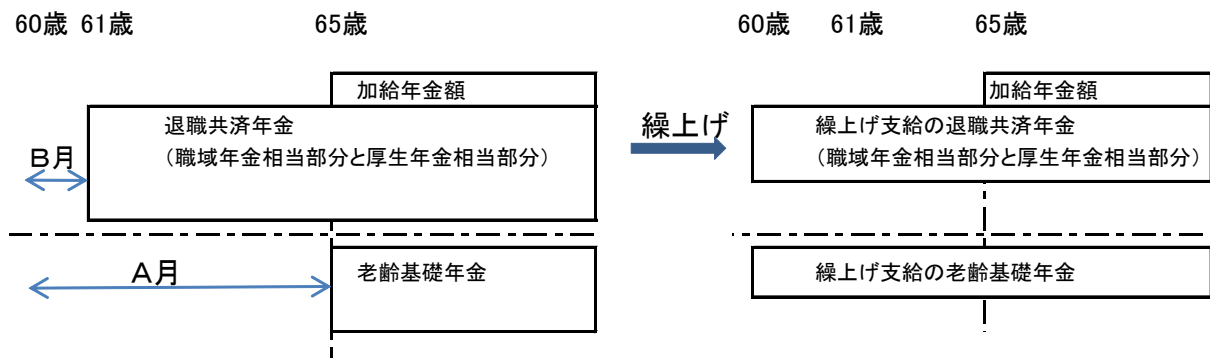
この繰上げ支給の請求先は共済組合(老齢基礎年金及び老齢厚生年金は年金事務所)となります。詳しくは共済組合までお問い合わせください。

生 年 月 日	支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日～	65歳

※司令以下の消防職員の方は6年遅れとなります。

※加給年金額は65歳からの支給となります。

○昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの方が60歳から繰り上げた場合の例
(司令以下の消防職員の方は昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方)



■繰上げ支給の退職共済年金の額＝退職共済年金の額－(退職共済年金の額×0.005×B月)

■繰上げ支給の老齢基礎年金の額＝老齢基礎年金－(老齢基礎年金の額×0.005×A月)

広告

日本総合健診医学会優良施設認定・マンモグラフィ検診施設画像認定
プライバシーマーク認定

医療法人 創健会

西村診療所

◆京都市職員共済組合 ドック契約医療機関◆
人間ドックコース・節目健診コース・脳ドックコース

胃カメラ(経口) 胃カメラ(経鼻) マンモグラフィ 子宮がん検査

当診療所は交通アクセスが極めて便利な京都駅のホテル内にあるドック施設です。
男性は喀痰細胞診、女性には子宮細胞診(自己採取)がコースに含まれます。
検査に異常が見つかった時には、府立医大、日赤病院など、速やかにご紹介ができる体制を
とっています。

京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901
ホテルグランヴィア京都3階
TEL.075-365-3339 FAX.075-365-3329
URL:<http://www.soukenkai.net/>
E-mail: nishimura@soukenkai.net



※広告内容は、京都市職員共済組合の事業とは直接関係はありません。

広告

医療法人大澤会

大澤クリニック

背中に愛を感じたら・・・

受けてください人間ドック

〒604-8142

京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町 617

健診課直通 Tel075-256-7355

URL : <http://www.osawa.ne.jp>

烏丸通り

錦通り

四条通り

※広告内容は、京都市職員共済組合の事業とは直接関係はありません。